

◆◆ 介護保険による訪問看護利用料金 ◆◆

令和6年6月1日改正

費 目	単 位 数	
	訪問看護	介護予防訪問看護
① 20分未満	314 単位	303 単位
② 30分未満	471 単位	451 単位
③ 30分以上1時間未満	823 単位	794 単位
④ 1時間以上1時間30分未満	1,128 単位	1,090 単位
⑤ ターミナルケア加算	2,500 単位	
⑥ 退院時共同指導加算	600 単位	600 単位
⑦ 初回加算 I	350 単位	350 単位
初回加算 II	300 単位	300 単位
⑧ 特別管理加算	(I)500 単位/月	(I)500 単位/月
	(II)250 単位/月	(II)250 単位/月
⑨ 看護・介護職員連携加算	250 単位/月	250 単位/月
⑩ 緊急時訪問看護加算 I	600 単位/月	600 単位/月
緊急時訪問看護加算 II	574 単位/月	574 単位/月
⑪ サービス提供体制強化加算 (I)	6 単位/回	6 単位/回
サービス提供体制強化加算 (II)	3 単位/回	3 単位/回
⑫ 長時間訪問看護加算 90分以上	300 単位/回	300 単位/回
⑬ 複数名 訪問加算	複数の看護師等との訪問	30分未満：254 単位/回 30分以上：402 単位/回
	看護補助者との訪問	30分未満：201 単位/回 30分以上：317 単位/回
⑭ 理学療法士・作業療法士 言語聴覚士の場合	1回(20分以上)：294 単位	1回(20分以上)：284 単位
	週6回までを限度とする	週6回までを限度とする
理学療法士等による訪問看護費	294 単位 1日に2回を超えて(3回以上)訪問看護を行う場合は1回につき90/100に相当する単位数を算定	
理学療法士等による介護予防訪問看護費	284 単位 ・1日に2回を超えて(3回以上)介護予防訪問看護を行う場合は1回につき50/100に相当する単位数を算定 ・理学療法士等による介護予防訪問看護の開始日の属する月から12月を超えて利用者に介護予防訪問看護を行った場合：1回につき5単位を減算	
⑮ 専門管理加算	250 単位	
⑯ 口腔連携加算	50 単位 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において利用者の同意を得て歯科医療機関及びケアマネジャーに対し、当該評価の結果を情報提供した場合。診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療科の実績がある歯科医療機関の歯科医師、又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。	

- ① 20分未満の算定要件：●利用者に対し、週1回以上20分以上の訪問看護を実施していること
20分未満の算定要件：●利用者からの連絡に応じて、訪問看護を24時間行える体制であること
- ⑤ ●死亡日及び死亡日前日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合。
但し、医療保険においてターミナルケアを算定する場合は算定できない。
- ⑥ ●病院、診療所又は、介護療養時保健施設に入院中もしくは入所中の者に対して、
主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合。
●退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要する者は2回)に限り算定。
●医療保険で算定する場合や初回加算を算定する場合は算定できない。